

コロナ禍における学生の海外渡航の取扱い

(令和4年6月9日)

1

JAISTでの研究活動等のために海外に渡航する場合（例：研究留学、海外研究発表、研究指導委託、海外インターンシップ等）

▶申請方法

事前に指導教員の承認を得た上で、所定の『誓約書』にワクチン接種が証明できる書類を添付し、提出期限（※1）までに担当部署(※2)に提出する。

※1：提出期限

・渡航開始日の1か月前
(ビザ申請が必要な場合は渡航開始日の2か月前)
ただし、土日・祝日等の場合は直前の平日とする。

※2：担当部署

・研究留学助成制度による渡航の場合⇒留学生係 (ryugaku)
・研究指導委託による渡航の場合⇒教務第二係(kyoutu)
・企業でのインターンシップのための渡航の場合⇒就職支援係(syusyoku)
・国際会議研究発表支援制度による渡航の場合⇒教育国際係(e-kokusai)
・上記以外の海外への出張の場合⇒共通事務管理課
(知識：ks-secr / 情報：is-secr / マテ：ms-secr)

➡

▶以下の条件を全て満たすことを担当部署が確認した場合、渡航可能

☑

渡航先の機関等が学生の受入れを認めること。

☑

渡航先の「海外安全情報」の危険レベルおよび感染症危険レベルが共にレベル1以下であること。

☑

渡航先が日本からの渡航を制限していないこと。日本からの入国に際して、一定期間の隔離措置等がある場合、それを遵守すること。

☑

渡航先での活動日数が渡航先及び日本入国時の隔離期間を超えること。

☑

原則、渡航日の2週間前までに新型コロナウイルスのワクチン接種が3回以上完了していること。

☑

学系長および理事（教育、学生担当）が渡航を承認すること。

2

海外に在住している学生が当該国内で移動する場合（例：国際学会参加等）

▶申請方法

事前に指導教員の承認を得た上で、所定の『誓約書』にワクチン接種が証明できる書類を添付し、提出期限（※1）までに担当部署（※2）に提出する。

※1：提出期限

移動開始日の2週間前
ただし、土日・祝日等の場合は直前の平日とする。

※2：担当部署

⇒ 共通事務管理課
(知識：ks-secr / 情報：is-secr / マテ：ms-secr)

➡

▶以下の条件を全て満たすことを担当部署が確認した場合、移動可能

☑

移動先の機関等が学生の受入れを認めること。

☑

当該国の「海外安全情報」の危険レベルおよび染症危険レベルが共にレベル2以下であること。

☑

学系長および理事（教育、学生担当）が渡航を承認すること。

3

協働教育プログラムのカリキュラム上必須である海外渡航の場合

▶申請方法

事前に指導教員の承認を得た上で、所定の『誓約書』にワクチン接種が証明できる書類を添付し、留学生係 (ryugaku) に提出する。

➡

▶学系長および理事（教育、学生担当）が承認した場合、渡航可能

4

私事渡航する場合

⚠ 私事渡航を行う場合、修了時期や研究計画への影響を慎重に検討したうえで、申請してください。

▶申請方法

事前に指導教員の承認を得た上で、以下2つの書類を担当部署（※）に提出する。
①海外渡航届（日本人学生の場合）／一時出国・帰国届（留学生の場合）
②所定の『誓約書』 ＊ワクチン接種が証明できる書類を添付
※担当部署・日本人学生の場合⇒学生生活係(gakusei) ・留学生の場合⇒留学生係(ryugaku)

➡

▶学系長および理事（教育、学生担当）が承認した場合、渡航可能

★渡航が許可された場合の遵守事項			
渡航前	▶全旅行期間を対象とする旅行保険への加入 (補償の対象に新型コロナウイルス感染症が含まれているものに限る)	日本に再入国する時	▶日本政府の定める防疫事項・水際対策を遵守する。 ▶入国時に待機が必要となる場合、ホテル名・住所を学生・留学生支援課に申し出ること。